

外国資本による森林売買等に関する法整備を求める意見書

外国資本による土地所有については、アジア諸国では一部の国を除き地域を限定したり、事前許可制とするなど何らかの制限を課している。

一方、我が国においては、重要な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることとなっている。

こうした中、林野庁が昨年12月9日、外国資本による森林買収の全国調査結果を初めて公表したが、それによると、2006年から2009年までの4年間に、国土利用計画法に基づく届け出が必要な1ヘクタール以上の土地の取得だけでも、北海道で29件、神戸市で1件の計30件、計574ヘクタールの森林が外国資本により買収されたことが明らかとなつた。

本市においては、森林面積が全体の約9割を占め、日本一降雨量の多い大台ヶ原が上流に控え、日高川・熊野川・富田川・日置川の4水系を抱える中で、市民の安心、安全の観点からしても昨今の外国資本による土地所有については、大きな不安を覚えずにはいられないのが実情である。

森林は、生命の源でもある水を蓄え、国土保全などの多面的な役割を果たしており、また、古くから我が国の歴史や文化を創造してきたかけがえのない財産でもあり、今後、河川の上流域等の水源地域において、何の規制もないままに外国資本による森林売買が増加すれば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに多大な影響を及ぼすことが容易に危惧される。

よって、国においては、国民の共通の財産である水資源や国土保全の観点から、外国資本による森林売買の規制をはじめ、適切な管理体制の構築を図るための法整備を早急に行うよう、ここに強く要請する。

- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長